#### 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(令和五年千葉県条例第三十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定再生資源を積み上げる作業の用に供することができる機械)

- **第二条** 条例第二条第二項の特定再生資源を積み上げる作業の用に供することができる機械のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 油圧ショベルその他これに類する機械で知事が定めるもの
  - 二 フォークリフト (フォーク等 (フォークその他の荷を積載する装置をいう。 以下同じ。) を最も高く上昇させた場合における当該フォーク等の高さが三 メートルを超えるものに限る。)
  - 三クレーン

(住民への周知の方法)

- 第三条 条例第七条の規定により条例第八条第一項の許可の申請に係る特定再生資源屋外保管事業場の周辺地域の住民に対して特定再生資源屋外保管業の内容を周知させるために講ずる必要な措置は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
  - 一 当該特定再生資源屋外保管事業場の敷地境界線からの水平距離が三百メートル以内の区域(以下「特定区域」という。)に居住する住民に対し、特定再生資源屋外保管業の内容についての説明会を開催すること。
  - 二 特定再生資源屋外保管業の内容を記載した書面を特定区域に居住する住民に 配布すること。
  - 三 特定再生資源屋外保管業の内容を当該特定再生資源屋外保管事業場又はその 周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して 住民の閲覧に供すること。

(周知させる特定再生資源屋外保管業の内容)

- 第四条 条例第七条の規定により周知させる特定再生資源屋外保管業の内容は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者の氏名又は名称及び法人にあって は、その代表者の氏名
  - 二 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
  - 三 特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備
  - 四 条例第八条第二項第四号に規定する区分

- 五 保管物を積み上げる高さ
- 六 破砕等をする場合にあっては、当該破砕等の種類
- 七 特定再生資源屋外保管業を開始する予定の日
- 八 現場責任者となる予定の者の氏名
- 九 その他知事が定める事項

(許可の申請)

- 第五条 条例第八条第二項に規定する申請書は、特定再生資源屋外保管業許可申請書(別記第一号様式)とする。
- 2 条例第八条第二項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 条例第七条の規定による措置を講じたことを証する書面
  - 二 事業計画の概要を記載した書類
  - 三 特定再生資源屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
  - 四 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、 構造図及び設計計算書
  - 五 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - 六 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有すること(申請者 が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類
  - 七 住民票の写し(申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
  - 八 申請者が条例第九条第三号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面
  - 九 申請者が条例第九条第三号へに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が 法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその 役員の住民票の写し)
  - 十 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
  - 十一 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式 を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者が あるときにあっては、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
  - 十二 次に掲げる事項を記載した標準作業書
    - イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画
    - ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法
    - ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び 処理の方法

- 二 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水の飛散、流出及び地下浸透並 びに悪臭の発散の防止の方法
- ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の 方法
- へ その他知事が定める事項
- 3 条例第八条第二項第四号の規則で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 一 金属スクラップ(保管をする特定再生資源が金属のみの場合をいう。以下同じ。)
  - 二 プラスチック類(保管をする特定再生資源がプラスチックのみの場合をいう。以下同じ。)
  - 三 雑品スクラップ(保管をする特定再生資源が金属スクラップ又はプラスチック類以外の場合をいう。以下同じ。)
- 4 条例第八条第二項第五号の規則で定める保管の方法は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 保管物を積み上げる高さ
  - 二 保管の作業の方法及び手順
  - 三 積み上げる作業の用に供する機械の種類、数量及び能力
- 5 条例第八条第二項第六号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
  - 一 破砕等の場所の位置及び面積
  - 一、破砕等の種類及び方法
  - 三 破砕等の作業の方法及び手順
  - 四 破砕等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力
- 6 条例第八条第二項第七号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
  - 一 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - 二 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
  - 三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を 有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があ るときにあっては、これらの者の氏名又は名称
  - 四 現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号
  - 五 その他知事が定める事項

#### (保管物の保管の高さ)

第六条 保管物に係る前条第三項に規定する特定再生資源の区分が金属スクラップ 又はプラスチック類に該当する場合における条例第十一条第二号の規則で定める 高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

- 一 保管の場所の囲いに直接負荷部分(保管物の荷重が直接かかる構造である部分をいう。以下同じ。)がない場合(第三号に掲げる場合を除く。) 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ
- 二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 基準線(直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線(直 接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、 その下端)をいう。以下同じ。)から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、 次のイに規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分があ る場合にあっては、イ又は口に規定する高さのうちいずれか低いもの)
  - イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい 基準線を通る水平面との交点までの高さ
  - ロ 前号に規定する高さ
- 三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイ若しくは口に規 定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ
  - イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、特定再生資源屋外保管業の用 に供する施設(当該保管の場所を除く。)又は特定再生資源屋外保管事業場 の敷地の境界線への水平距離のうち最小のものの二分の一に相当する高さ
  - ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ
- 2 保管物に係る前条第三項に規定する特定再生資源の区分が雑品スクラップに該当する場合における条例第十一条第二号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。
  - 一 保管の場所の囲いに直接負荷部分がない場合(第三号に掲げる場合を除く。)前項第一号に規定する高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの
  - 二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 前項第二号に規定する高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの
  - 三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 前項第三号に規定する 高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの

(火災の発生又は延焼防止のための措置)

- 第七条 条例第十一条第三号の規則で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。
  - 一 保管物(第五条第三項に規定する特定再生資源の区分が雑品スクラップに該当する場合に係るものに限る。以下この条において同じ。)に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

- 二 保管物の一の保管の単位の面積を二百平方メートル以下とすること。
- 三 隣接する保管物の保管の単位の間隔は、二メートル以上とすること(当該保管の単位の間に仕切りが設けられている場合を除く。)。
- 四 その他知事が必要と認める措置

(変更の許可の申請等)

- 第八条 条例第十二条第一項の規定による変更の許可の申請は、特定再生資源屋外保管業変更許可申請書(別記第二号様式)を提出して行わなければならない。
- 2 前項の特定再生資源屋外保管業変更許可申請書には、第五条第二項第五号から 第十一号までに掲げる書類及び図面のほか、次の各号に掲げる書類及び図面を添 付しなければならない。
  - 一 変更後の事業計画の概要を記載した書類
  - 二 変更後の特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、 断面図、構造図及び設計計算書
  - 三 第五条第二項第十二号イからへまでに掲げる事項を記載した変更後の標準作業書
- 3 条例第十二条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる ものとする。
  - 一 条例第八条第二項第四号に規定する保管の場所の面積の変更(当該面積を減少させる場合に限る。)
  - 二 第五条第四項第三号に規定する機械の種類、数量及び能力の変更(当該機械の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合を除く。)
  - 三 破砕等に係る変更(当該破砕等をしないこととする場合に限る。)
  - 四 第五条第五項第四号に規定する設備の種類、数量、設置場所及び能力の変更 (当該設備の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合を除く。)

(変更の届出)

- 第九条 条例第十二条第三項の規定による届出は、変更届(別記第三号様式)を提出して行わなければならない。
- 2 条例第十二条第三項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
  - 一 現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号
  - 二 特定再生資源屋外保管業者に係る次に掲げる者
    - イ 条例第九条第三号へに規定する法定代理人
    - 口 役員
    - ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の 五以上の額に相当する出資をしている者

(廃業等の届出)

第十条 条例第十三条の規定による届出は、廃業等届(別記第四号様式)を提出して行わなければならない。

(標識の様式等)

- 第十一条 条例第十四条に規定する標識の様式は、特定再生資源屋外保管業に関する標識(別記第五号様式)とする。
- 2 条例第十四条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
  - 一 特定再生資源屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
  - 二 特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称、住所及び連絡先の電話番号並び に法人にあっては、その代表者の氏名
  - 三 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
  - 四 特定再生資源屋外保管事業場の平面図
  - 五 条例第八条第二項第四号に規定する区分
  - 六 保管物を積み上げる高さのうち最高のもの
  - 七 破砕等をする場合にあっては、当該破砕等の種類
  - 八 現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号

(取引台帳)

- 第十二条 条例第十五条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
  - 一 特定再生資源屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
  - 二 特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称
  - 三 特定再生資源の取引の年月日
  - 四 特定再生資源の取引の相手方の氏名又は名称
  - 五 取引した特定再生資源の種類
  - 六 取引した特定再生資源(当該特定再生資源と一体的に取引した物品を含む。) の数量
  - 七 その他知事が定める事項

(台帳の保存の方法)

第十三条 条例第十五条第二項の規定による台帳の保存は、当該台帳を特定再生資源屋外保管業者の住所又は所在地において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により作成された当該台帳に係る記録を特定再生資源屋外保管業者の住所又は所在地において直ちにその内容を書面に表示することができる状態で保存する方法によるものとする。

(身分を示す証明書)

第十四条 条例第二十一条第二項に規定する証明書は、身分証明書 (別記第六号様式) とする。

(条例の規定の適用除外の申出)

第十五条 条例第二十七条第一項の規定による申出は、同条第二項に規定する条例 の規定の適用を除外する日の一月前までに、適用除外申出書(別記第七号様式) を知事に提出して行わなければならない。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第十五条の規定による適用除外申出書の提出については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

### 第一号様式 (第五条第一項)

### (第1面) 特定再生資源屋外保管業許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 担当者名

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第8条第1項の規定により、特定再生資源 屋外保管業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。

特定再生資源屋外保管事業場 の所在地及び敷地面積			所在地		敷地面積 (実測)	m²		
		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	■■■■ 構造及び設備					
	·管	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	17,000					
	保管の場所	位置	面積	特定再生資源の区分	保管物を積み上げる	る高さ		
	1		m²	<ul><li>一 金属スクラップ</li><li>二 プラスチック類</li><li>三 雑品スクラップ</li></ul>				
	2		m²	<ul><li>一 金属スクラップ</li><li>二 プラスチック類</li><li>三 雑品スクラップ</li></ul>				
	3		m²	<ul><li>一 金属スクラップ</li><li>二 プラスチック類</li><li>三 雑品スクラップ</li></ul>				
	4		m²	<ul><li>一 金属スクラップ</li><li>二 プラスチック類</li><li>三 雑品スクラップ</li></ul>				
	5		m²	<ul><li>一 金属スクラップ</li><li>二 プラスチック類</li><li>三 雑品スクラップ</li></ul>				
	保管の作業の方法及び手順							
	積み上げる作業の用に供する機械の種類、数量及び能力							
(	(破砕等をする場合)							

破砕等の場所	位置	面積	破砕等の種類	類及び方法			
1		m²	一 破砕 二 切断 三 圧縮 四 解体 五 洗浄				
2		m²	一 破砕 二 切断 三 圧縮 四 解体 五 洗浄				
3		m²	一 破砕 二 切断 三 圧縮 四 解体 五 洗浄				
4		m²	一 破砕 二 切断 三 圧縮 四 解体 五 洗浄				
5		m²	一 破砕 二 切断 三 圧縮 四 解体 五 洗浄				
破砕等の作業の							
破砕等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力							

#### 注

- 1 「特定再生資源の区分」の欄には、保管をする特定再生資源の区分のうち、該当するものに丸印を記入すること。
- 2 「破砕等の種類及び方法」の欄には、破砕等の種類について該当するものに丸印を記入し、 その方法について具体的に記入すること。
- 3 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を 添付すること。

- 一 条例第7条の規定による措置を講じたことを証する書面
- 二 事業計画の概要を記載した書類
- 三 特定再生資源屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- 四 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 五 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 六 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有すること(申請者が所有権 を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類

添上

- 七 住民票の写し(申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 八 申請者が条例第9条第3号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面

付

- 九 申請者が条例第9条第3号へに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し)
- 十 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

書

- 十一 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- ## 十二 次に掲げる事項を記載した標準作業書
  - イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画
  - ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法
  - ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法
  - ニ 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭 の発散の防止の方法
  - ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法
  - へ その他知事が定める事項
- 千葉県収入証紙貼付欄(消印しないこと。)

(第3面)

### 申請者が条例第9条第3号へに規定する未成年者である場合

	,					
法定代理人						
(個人である場合)						
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住所			
		男・女				
(法人である場合)						
(ふりがた 名 和	な) 称	主たる事務所の所在地				
役員						
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名	- 性別	住所			
		男・女				
		男・女				

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

# 申請者が個人である場合

E	申請者			
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住所
			男・女	

## 申請者が法人である場合

申請者							
	(ふりがな) 名 称			主たる事務所の所在地			
役	<b></b>						
	(ふりがな)	生年月日			性別		住所
	氏 名	役	職名		1生万1		1土力
				男・女			
					男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有って 額に相当する出資をしている者(株主又は出資を							
	発行済株式の総数			株	出資の智	領	
	(個人である場合)						
	(ふりがな)						保有する株式の数
	氏 名	生年月日	性別		住所		又は出資の金額
							割合
			男・女				
	(法人である場合)						
	(ふりがな) 名 称		主た	主たる事務所の原		在地	保有する株式の数 又は出資の金額
	名	沙 <b>/</b>	1.201				割合

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

## 現場責任者

到	現場責任者						
	(ふりがな) 氏 名			住所			
	生年月日	役職名	性別	連絡先の電話番号			
			男・女				
	上記の現場責任者が不在	のときに、現場責任者	たなる者				
	(ふりがな) 氏 名			住所			
	生年月日 役職名		性別	連絡先の電話番号			
			男・女				

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

### 第二号様式 (第八条第一項)

### (第1面) 特定再生資源屋外保管業変更許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 担当者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた事項について変更したいので、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第12条第1項本文の規定により、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。

	変更後	変更前
変更した事項の内容		
変更の理由		

- 一 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- 二 変更後の特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、 構造図及び設計計算書
- 三 次に掲げる事項を記載した変更後の標準作業書
  - イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画
  - ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法

添

- ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方 法
- 二 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭 の発散の防止の方法
- ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法
- へ その他知事が定める事項
- 四 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 五 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有すること(申請者が所有権 を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類

書

付

- 六 住民票の写し(申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項 証明書)
- 七 申請者が条例第9条第3号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面

類

- 八 申請者が条例第9条第3号へに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し)
- 九 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- 十 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- 千葉県収入証紙貼付欄(消印しないこと。)

#### (第3面)

申請者が条例第 1 2 条第 2 項において準用する条例第 9 条第 3 号へに規定する未成年者である場合

法定代理人					
(個人である場合)					
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住所		
		男・女			
(法人である場合)		,			
(ふりが: 名		主たる事務所の所在地			
役員					
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名	性別	住所		
		男・女			
		男・女			

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

# 申請者が個人である場合

E	申請者			
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住所
			男・女	

## 申請者が法人である場合

月	自請者						
	(ふ 名	りがな) 称			主たる事務所の所在地		
衫	· ···································						
	(ふりがな) 氏 名				性別		住所
	77	12.	4敗4口				
				男・女			
					男・女		
多						又は出資	<b>●</b>
	質に相当する出資をし						
	発行済株式の総数			株	出資の額	領	
	(個人である場合)					1	
	(5.16.19.1.)						保有する株式の数
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別		住所		又は出資の金額
	人 石						割合
			男・女				
			カ・ダー				
	(法人である場合)						,
	(ふりがフ	ぶな)					保有する株式の数
				る事	務所の所	在地	又は出資の金額
	2 н 1	<b></b>					割合

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

#### 第三号様式 (第九条第一項)

変更届

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 担当者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた事項について 変更したので、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第12条第3項の規定により、 関係書類及び図面を添えて 次のとおり届け出ます

	変更後	変更前
変更した事項の内容		
変更の理由		

注

- 1 届出者の氏名若しくは名称又は住所の変更については、住民票の写しを添付すること。 届出者が法人である場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名 の変更については、登記事項証明書を添付すること。
- 2 届出者に係る条例第9条第3号へに規定する法定代理人の変更については、新たに法定 代理人になった者の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、定款又は 寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し)を添付すること。
- 3 届出者に係る役員の変更については、新たに役員になった者の住民票の写しを添付すること。
- 4 届出者に係る発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の 100分の5以上の額に相当する出資をしている者の変更については、新たにこれらの者 になったものの住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書) を添付すること。
- 5 その他知事が必要と認める書類又は図面を添付すること。

### 届出後の状況(許可を受けた者が条例第9条第3号へに規定する未成年者の場合)

	17 10 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	0 7 (7) 7 0	7 (=/90/C) (0/(1/4/4)		
法定代理人					
(個人である場合)					
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住所		
		男・女			
(法人である場合)					
(ふりがた 名 和	な) 弥	主たる事務所の所在地			
役員					
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名	性別	住所		
		男・女			
		男・女			

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

# 届出後の状況(許可を受けた者が個人である場合)

E	申請者									
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住所						
			男・女							

届出後の状況(許可を受けた者が法人である場合)

	申請者										
	(ふりがな) 名 称					主たる事務所の所在地					
役	:員					<u> </u>					
		(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名			性別		住所			
						男・女					
						男・女					
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の 額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)											
	発行済株式の総数 株					出資の智	出資の額				
	(	(個人である場合)					·				
		(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別		住所		保有する株式の数 又は出資の金額			
		八						割合			
				男・女							
	(法人である場合)										
		(ふりがな) 名 称		主たる事務所		務所の所	在地	保有する株式の数 又は出資の金額			
	-	14 /	7H 전기					割合			

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

# 届出後の状況(現場責任者)

現場責任者								
	(ふり) 氏			住所				
	生年月日	役職名	性別	連絡先の電話番号				
			男・女	男・女				
	上記の現場責任者が不在	のときに、現場責任	者となる者					
	(ふり) 氏			住所				
	生年月日	役職名	性別	連絡先の電話番号				
			男・女					

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

### 第四号様式 (第十条)

#### 廃業等届

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 担当者名

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第13条各号のいずれかに該当することとなったので、同条の規定により、次のとおり届け出ます。

朱	f定再生資源屋外保管	<b>等</b> 業
	許可番号	
	特定再生資源屋外の 氏名又は名称	R管業者の
	特定再生資源屋外(の所在地	R管事業場
廃業等の年月日		年 月 日
廃業等の事由		<ul><li>一 死亡</li><li>二 法人の合併による消滅</li><li>三 法人の破産手続開始の決定による解散</li><li>四 法人の合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散</li><li>五 許可に係る特定再生資源屋外保管業の廃止</li></ul>
保管物の取扱い方針		

#### 注

- 1 「廃業等の事由」の欄には、条例第13条各号の廃業等の事由のうち、該当するものに 丸印を記入すること。
- 2 廃業等の時点で残置されている保管物がある場合は、「保管物の取扱い方針」の欄に、 今後の取扱い方針について具体的に記入すること。
- 3 特定再生資源屋外保管事業場の現状における現場写真を添付すること。

# 第五号様式 (第十一条第一項)

特定再生資源屋外保管業に関する標識										
許可の年月日		許可番号								
特定再生資源屋外保管業者										
氏名(法人にあっては	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)									
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)										
古幼生の電話乗り										
連絡先の電話番号										
	#FTE									
特定再生資源屋外保管事 所在地	業場 平面図									
	十個囚									
敷地面積										
(実測)										
	$ m m^2$									
   特定再生資源屋外保管業(										
保管をする特定再生資										
保管の高さ(最高)		破砕等の種類(破砕等を	をする場合)							
現場責任者										
氏名 (役職)		連絡先の電話番号								
Ab tracker										
特記事項										
1										

注 標識の寸法は、縦及び横それぞれ90センチメートル以上とする。

(表)

第 号 職氏名 生年月日 上記の者は、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する 条例第21条第1項の規定により立入検査を行う者であること を証明する。 真 年 月 日発行

(裏)

#### 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例抜粋

(立入検査)

- 第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定再生 資源屋外保管業を行っていると認められる者の事業場、事務所その他の施設に 立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることが できる。
- 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと 解釈してはならない。

## 第七号様式 (第十五条)

#### 適用除外申出書

年 月 日

千葉県知事 様

申出者

印

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第27条第1項の規定により同条例の規定 の適用の除外を受けたいので、次のとおり申し出ます。

<b>V</b> / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	1110719171	220	100	C \ D(	<b>♥</b>	7 11 0	Щ 6	0				
適	用の隊	余外。	と受け	ナよう	i とす	ーる区	区域			市(	(町・村)	の区域
適	用	を	除	外	す	る	日		年	月	日	
	本市 (町・村) が講じた (講じようとする) 特定 再生資源の屋外における保管に対する施策の内容											
備	備											